

## 精華町町民健康づくり推進協議会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、精華町町民健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の会議等の公開に関し、精華町情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）に定める事項のほか必要な事項を定める。

(協議会の公開)

第2条 協議会は原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は非公開とする。

- (1) 情報公開条例に規定する適用除外事項に該当する事項について審議等を行う場合
- (2) その他公開することにより、当該協議会の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合で出席委員の過半数の賛同を得た場合

(傍聴の定員等)

第3条 傍聴人の定員は10人以内とする。

- 2 前項の規定に関わらず、特に必要があると認められる場合は、会長は協議会に諮り別に定員を設けることができる。

(会議録及び会議資料)

第4条 協議会の公開・非公開に関わらず、協議会終了後すみやかに会議録要旨を作成する。

- 2 会議録要旨は次の事項を除いて公開する。

- (1) 個人又は団体に関する情報であって、特定の個人等が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる発言部分
- (2) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる発言部分

- 3 会議資料は、公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるものを除いて公開する。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は会長が定める。

付 則

この要領は、令和元年11月19日から施行する。